

カテゴリー5-通信及び"情報セキュリティ"

パート 2-"情報セキュリティ"

注 1 : [Reserved]

注 2 : カテゴリー5 パートIIの"情報セキュリティ"製品は、使用者の個人的な使用のため又は職業用具として使用者が携行する場合、許可例外 TMP 又は BAG の条件及び制約に従うことにより、これらの許可例外を適用することができる。

注 3 : 暗号注釈

~~ECCN 5A002、5D002. a1、. b、及び. c. 1~~ ~~ECCN 5A002、5A003、5A004 及び 5D002~~ は、下記の品目については規制しない：

a. 以下のすべてに合致する品目：

1. 以下のいずれかの手段により販売店の在庫から何らの制限を受けず販売されていることにより、一般市民が通常的に入手可能であること：
 - a. 店頭取引；
 - b. 郵便による注文取引；
 - c. 電子取引；又は
 - d. 電話による取引；
2. 暗号機能が使用者によって容易に変更できないこと；
3. 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること；かつ

~~4. [RESERVED]~~

4. ~~5.~~ 必要に応じて、本注釈の a. 1~a. 3 項本注釈 a の 1、~3 項で定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、輸出者の国のしかるべき当局に提出されること。

b. この注釈の a. 項で定められる'既存品目'のハードウェアの構成部品又は'実行可能ソフトウェア'であって、これらの既存品目のために設計されたもののうち、次のすべてに合致するもの：

1. "情報システムのセキュリティ管理機能"が、その構成部品又は'実行可能ソフトウェア'の主たる機能又は一連の機能でないこと；
2. その構成部品又は'実行可能ソフトウェア'が、既存品目のいかなる暗号機能も変えないこと又は既存品目の新しい暗号機能を付加しないこと；
3. 当該部分品又は'実行可能なソフトウェア'の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないもの；かつ
4. 輸出国のしかるべき当局によって判断される場所により必要とする場合、上記の条件に適

合していることを確認するために、その構成部品又は'実行可能ソフトウェア'の詳細及び関連する最終品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、上記の当局に提示されること。

Technical Note : 暗号注釈でいうところにおいて、'実行可能ソフトウェア'とは、この暗号注釈により 5A002、~~5A003~~ ~~又は 5A004~~ から除外される既存のハードウェアの構成部品から実行可能な形式の"ソフトウェア"を意味する。

注：'実行可能ソフトウェア'には、最終品目で動作する"ソフトウェア"の完全二値画像を含まない。

暗号注釈の注：

1. 注釈 3 の a. 項に合致するには、次のすべての項目が適用されなければならない：

- a. その品目が広範囲の個人及び企業に関心が持たれる可能性があること；及び
- b. その品目の価格及びその品目の主要な機能に関する情報が、販売業者又は供給業者に助言を求めることなく、購入前に入手できること。単純な価格問い合わせは、助言を求めることとはみなされない。

2. 注釈 3 の a. 項の適格性を決定する際に、BIS は、関連する要素（例えば、数量、価格、必要とする技術的なスキル、既存の販売チャネル、代表的な顧客、代表的な用途又は供給業者の何らかの排他的行為）を考慮する場合がある。

注 3 (暗号注釈) に対する注意： この暗号注釈が適用できる鍵長が 64 ビット超の対称アルゴリズム（又は対称アルゴリズムを実装していない貨物及びソフトウェアの場合には、鍵長が 768 ビット超の非対称アルゴリズム若しくは鍵長が 128 ビット超の楕円暗号アルゴリズム）を使用しているマスマーケット暗号貨物及びソフトウェアについて、ECCN 5A002 又は 5D002 の"EI"及び"NS"規制から除外されるために、あなたは、EAR § 740. 17 (b) の要求事項に従って、番号分類請求又は自己番号分類報告を BIS に提出しなければならない。

~~注 4: カテゴリー5-パート2は、"暗号"を組み込んでいる又は使用している品目であって、次のすべての条件を満たすものには適用されない：~~

~~a. 品目の主たる機能又は一連の機能が次のいずれにも該当しないもの：~~

~~1. "情報セキュリティ" [情報システムのセキュリティ管理]；~~

~~2. コンピュータ (これらのためのオペレーティングシステム、部品及び部分品を含む)；~~

~~3. 情報の送信、受信若しくは記録及び保存 (娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、~~

デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために
行われるものを除く)；又は

4. ~~ネットワーキング（有線若しくは無線回線
網による電気通信回線の運用、管理、及び構築を含
む）；~~

~~b. 当該品目の有する暗号機能が当該品目の主たる
機能又は一連の機能の支援のためにのみ用いら
れているもの；並びに~~

~~e. 必要に応じて、上記の a 項及び b 項で定める
条件に適合していることを確認するために、品目の
詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、輸出
国のしかるべき当局に提示されること。~~

A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメン ト”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

I. 暗号“情報システムのセキュリティ管理機能”

5A002 “情報システムのセキュリティ管理”システ
ム、装置及び“部分品”であって、次のいずれかに該
当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT、EI

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI エントリー全体に適用される。EAR § 742. 15 参
照

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以
上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビ
ット以上のもの（“情報システムのセキュリティ管理
”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイク
ロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する
“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許
可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740 を参照のこと）

LVS：Yes：“部分品”については 500 ドル。システ
ム及び装置については適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

ENC：特定の EI で規制される貨物については Yes、
適格性については EAR § 740. 17 を参照のこ
と。

規制品目リスト

関連規制：

(1) ECCN 5A002. a は、“情報システムのセキュリ

ティ管理機能”のために必要な手段又は機能を提供
する“部分品”を規制する。すべてのこのような
“部分品”は、推論上“特別に設計されたもの”であ
り、5A002. a で規制される。

(2) 5A002. d 又は e で規定されるシステム、装置、
及び部分品であって、ITAR の対象となるものに対
する規制については、USML のカテゴリ XI (XI (b)
を含む) 及び XIII (b) (XIII (b) (2) を含む) を参
照のこと。

(3) 復号化機能を搭載又は使用している衛星航法
システム (GNSS) の受信装置に関しては、7A005
を参照のこと、また、関連する復号“ソフトウェ
ア”及び“技術”に関しては、7D005 及び 7E001 を参
照のこと。

(4) 注記：複数の品目が、CCL の他のエントリー
で規制される場合がある (5A002. a. 4 で規制され
ない品目の事例には以下のものが含まれる)：

(a) 自動車であって、‘対称鍵の鍵長が 56 ビッ
トを超えるか同等’の‘データ秘匿のための暗号’
のみが、車に装備されているカテゴリ 5、パート
2 注 3 が適用できる移動体電話により実行され
るもの。この場合、安全な電話通信は、自動車の
主たる機能ではない機能をサポートしているが、
そのウェブブラウザ (“ソフトウェア”) は、暗
号注釈 (注 3) により適用除外されるため、スタ
ンドアロン品目としては、ECCN 5D002 で規制され
ない (ECCN 5D992. c 参照)。

(b) カテゴリ 5、パート 2 の注 3 が適用でき
る組込型のウェブブラウザを有する運動用自
転車であって、唯一の規制される暗号が、そのウ
ェブブラウザにより実行されるもの。この場合、
安全なウェブ閲覧は、運動用自転車の主たる機能
ではない機能をサポートしているが、そのウェブ
ブラウザ (“ソフトウェア”) は、暗号注釈 (注
3) により適用除外されるため、スタンドアロン
品目としては、ECCN 5D002 で規制されない (ECCN
5D992. c 参照)。

(5) ~~(3)~~ EAR § 740. 17 (b) に基づく番号分類又は
自己番号分類の後、適格要件を満たすマスマーケ
ット暗号貨物は、“EI”及び“NS”規制から除外され
る。これらの貨物は ECCN 5A992. c. に番号分類さ
れる。

関連定義：ナシ

品目：

a. ‘対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵
の長さが 56 ビットを超えるもの又はこれと同等の非
対称アルゴリズム’を用いたものであって、‘データ
の機密性確保のための暗号機能’を有するように設
計又は改造したもの（当該暗号機能が暗号機能有効
化の手段を用いないで使用することができるもの又

は暗号機能が有効化されているものに限る)のうち、次のいずれかに該当するもの:

a. 1. "情報システムのセキュリティ管理機能"を主たる機能として有する品目:

a. 2. デジタル通信システム、装置若しくは部分品又は有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するためのシステム、装置若しくは部分品(5A002. a. 1 項で指定されるものを除く);

a. 3. 電子計算機、情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するその他の品目、及びそれらのための部分品(5A002. a. 1 項又は 5A002. a. 2 項で指定されるものを除く);

a. 4. '対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが56ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズム'を用いた'データの機密性確保のための暗号機能'が、次のすべてに該当する品目(5A002. a. 1 から 5A002. a. 3 項で指定されるものを除く):

a. 4. a. 当該貨物の有する暗号機能が当該品目の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの;かつ

a. 4. b. 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれた装置又は"ソフトウェア"(スタンドアロンの品目として ECCN 5A002, 5A003, 5A004, 5B002 又は 5D002 で指定されるもの)によって実現されているもの。

a. 4 項の注意: 5A002. a. 4 で規制されない品目の事例について、この ECCN 5A002 の関連規制(4)を参照のこと。

Technical Notes:

1. 5A002. a でいうところにおいて、'データの機密性確保のための暗号機能'とは、デジタル方式の暗号処理を行うもののうち、次の a. から g. のいずれかのため以外の"暗号機能"をいう:

- a. "認証";
- b. "デジタル証明";
- c. データインテグリティ[データの完全性保証];
- d. 否認防止;
- e. デジタル著作権管理(コピー防止"ソフトウェア"の実行を含む);
- f. エンターテイメント、マスコミ放送若しくは診療記録管理;又は
- g. この Technical Note の 1 項の 1. a から 1. f 項で記載される機能を支援する鍵管理。

2. 5A002. a でいうところにおいて、'対称鍵の鍵長が56ビットを超えるか同等'とは、次のいずれかをいう:

2. a. 56 ビットを超える鍵長(奇偶検査のため付

加されるパリティビットは含まない)を用いた"対称アルゴリズム";又は

2. b. アルゴリズムの安全性が以下のいずれかに基づく"非対称アルゴリズム";

2. b. 1. 512 ビットを超える整数の素因数分解(例えば、RSA);

2. b. 2. 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算(例えば、有限体上の Diffie-Hellman 方式);又は

2. b. 3. この Technical Note の 2. b. 2 項に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数(例えば、楕円曲線上の Diffie-Hellman 方式);

~~品目:~~

~~a. 暗号"情報セキュリティ"のためのシステム、装置、及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの:~~

~~注意: 復号化機能を搭載又は使用している衛星航法システム(GNSS)の受信装置の規制に関しては、7A005を参照のこと、また、関連する復号"ソフトウェア"及び"技術"に関しては、7D005及び7E001を参照のこと。~~

~~a. 1. デジタル方式の、"暗号処理"技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止された"ソフトウェア"の実行のため以外の暗号機能を有するように設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの:~~

~~Technical Notes:~~

~~1. 認証、デジタル署名及び複製することを防止された"ソフトウェア"の実行のための暗号機能には、関連する鍵管理機能を含む。~~

~~2. 認証のための暗号機能には、不正なアクセスを防ぐためのパスワード、個人識別番号データ(PINs)又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外のすべてのアクセス制御機能を含む。~~

~~a. 1. a. 56 ビットを超える鍵長を用いた"対称アルゴリズム";又は~~

~~Technical Note: カテゴリ5-パート2において、パリティビットは、鍵長には含まない。~~

~~a. 1. b. アルゴリズムの安全性が以下のいずれかに基づく"非対称アルゴリズム";~~

~~a. 1. b. 1. 512 ビットを超える整数の素因数分解(例えば、RSA);~~

~~a. 1. b. 2. 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算(例えば、有限体上の Diffie-Hellman 方式);又は~~

~~a. 1. b. 3. 5A002. a. 1. b. 2 に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数(例えば、楕円曲線上の Diffie-Hellman 方式);~~

~~a. 2. [Reserved]~~

~~注意：以前 5A002. a. 2 で指定されていた品目については、5A004. a を参照のこと。~~

注 1: 次のいずれかを確定するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、提出されること；

- a. その品目は 5A002. a. 1 から a. 4 の基準を満たしているか否か；又は
- b. 5A002. a で指定されるデータの秘匿のための暗号機能は、“暗号有効化”なしに使用できるか否か。

注 2: 5A002. a は、次のいずれかに該当するもの又はそれらのために特別に設計された“情報システムのセキュリティ管理機能”用の部分品については規制しない；

~~注：5A002. a は、次のいずれかに該当するものについては規制しない。~~

a. スマートカード及びスマートカード用‘リーダー/ライター’であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. スマートカード若しくは電子的に読み取り可能な personal document [個人情報] (例えば、token coin [代用硬貨]、e-passport [IC パスポート]) であって、次のいずれかの条件を満たすもの：

a. 1. a. 暗号機能が次のすべての条件を満たすもの：

a. 1. a. 1. 次のいずれかに限定されて使用するもの：

a. 1. a. 1. a. 5A002. a. 1 から a. 4 で規定されない装置又はシステム；

a. 1. a. 1. b. ‘対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが 56 ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズム’を用いたものであって、‘データの機密性確保のための暗号機能’を有するように設計したもの以外の装置又はシステム；又は

a. 1. a. 1. c. この注の b. 項から f. 項により 5A002. a から除外される装置又はシステム；かつ

a. 1. a. 2. 他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの；又は

a. 1. b. 次のすべてに該当するもの：

a. 1. b. 1. 内部に記録された‘個人情報’の保護を可能とするために特別に設計され、かつ限定されたものであること；

a. 1. b. 2. 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報の認証個人認証のために使用するも

のであること；かつ

a. 1. b. 3. 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないものであること；

注 2 の a. 1. b 項の Technical Note: ‘個人情報’には、個々の個人又は団体に固有の情報（例えば、金銭債権及び“認証”に必要な情報）を含む。

a. 2. ‘リーダー/ライター’であって、専らこの注釈の a. 1. 項で指定される品目のために特別に設計又は改造され、かつ、その品目に限定されたもの。

注 2 の a. 2 項の Technical Note: ‘リーダー/ライター’には、スマートカードと情報のやりとりができる装置又はネットワークを通して電子的に読み取り可能な文書と情報のやりとりができる装置を含む。

~~(a) スマートカード及びスマートカード用‘リーダー/ライター’であって、次のいずれかに該当するもの。~~

~~(1) スマートカード若しくは電子的に読み取り可能な personal document [個人情報] (例えば、token coin [代用硬貨]、e-passport [IC パスポート]) であって、次のいずれかの条件を満たすもの。~~

~~a. 暗号機能が、カテゴリ 5 - パート 2 の Note 4 若しくはこの注釈のエントリー (b) から (i) で 5A002、5A003 又は 5A004 から除外される装置若しくはシステムでの使用に限定されて使用されるものであって、他のいずれかの用途のためにもプログラムの書き換えを行うことができないもの；又は~~

~~b. 以下のすべてに該当するもの。~~

~~1. 内部に記録された‘個人データ’の保護を可能とするために特別に設計され、かつ限定されたものであること；~~

~~2. 公共取引若しくは商業取引又は個人認証のためにのみカスタマイズできるもの又はカスタマイズされたものであること；かつ~~

~~3. 暗号機能が使用者によってアクセスできないものであること；~~

Technical Note:

‘個人データ’には、個々の個人又は団体に固有のデータ（例えば、蓄積金額及び認証に必要なデータ）を含む。

~~(2) ‘リーダー/ライター’であって、この注釈の (a) (1) で指定される品目のために特別に設計され、かつ、その品目に限定されたもの。~~

Technical Note:

‘リーダー/ライター’には、スマートカードと情報のやりとりができる装置又はネットワークを通して電子的に読み取り可能な文書と情報

~~のやりとりができる装置を含む。~~

- b. 銀行業務又は'金融決済業務'のために特別に設計され、かつ限定された暗号装置；

注2のb項の Technical Note : 5A002 の注のb項注(b)における'金融決済業務'には、料金の徴収及び精算又はクレジット業務を含む。

- c. 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末（例えば、市販の民生用セルラー無線通信システムで使用するもの）であって、他の電話機端末若しくは装置（無線アクセスネットワーク（RAN）装置を除く）に暗号化されたデータを直接送信することができないもの、及び無線アクセスネットワーク（RAN）装置（例えば、無線ネットワーク制御装置（RNC）若しくは基地局制御装置（BSC））を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの；

- d. コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、無増幅の無線通信（例えば、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の単一无線区間での通信）の電波到達最長実効距離が、製造業者の仕様書において400メートル未満のもの；

- e. 民生用の携帯用無線電話機端末又は移動用無線電話機端末及び同等の無線機端末であって、公開された又は商業用の暗号標準（ただし、無断の複製を防止するためのものであって、公開されていないものを含む）のみを実装したもののうち、暗号注釈（Category5 Part 2 の Note3）の a. 2. 項から **a. 4 項 a. 5 項**の条項を満たすもので、かつ、特定の民生産業用途のためにカスタマイズされたもの（これらの元々のカスタマイズされていない機器の暗号機能を変更していないものに限る）；

- f. "情報システムのセキュリティ管理"機能が、無線"パーソナルエリアネットワーク"の機能であって、次のすべてに該当するものに限定されているもの；

f. 1. 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いるもの；かつ

f. 2. 当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲（製造業者の仕様によるもの）が30メートルを超えない範囲に限定されているもの又は8以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲（製造業者の仕様によるもの）が100メートルを超えない範囲に限定されているもの；

- ~~(f) 無線"パーソナルエリアネットワーク"に用いられる装置であって、公開された又は商業用の暗号~~

~~標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲（製造業者の仕様によるもの）が30メートルを超えない範囲に限定されているもの又は8以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲（製造業者の仕様によるもの）が100メートルを超えない範囲に限定されているもの；~~

- ~~(g) 装置であって、次のすべてに該当するもの；~~

~~1. 5A002.a で指定される暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの；~~

~~a. 当該暗号機能を使用することができないもの；又は~~

~~b. 当該暗号機能が、"暗号機能有効化"の手段を用いることによつてのみ使用可能となるもの；かつ~~

~~2. 輸出者の国のしかるべき当局により決定される場所により必要とされる場合、上記で定める条件に適合していることを確認するために、当該装置の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、上記の当局に提出されること；~~

~~注意1: 既に"暗号機能有効化"がなされた装置については、5A002.a を参照のこと。~~

~~注意2: 5A002.b、5D002.d 及び 5E002.b についても参照のこと。~~

- ~~g. (h) 民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク（RAN）装置であって、暗号注釈（カテゴリー5-パート2の注3）の a. 2 項から **a. 4 項 a. 5 項**に該当するもののうち、無線周波数の出力が0.1W(20dBm)以下に制限されており、かつ、同時に接続できるデバイスが16以下のもの；~~

- ~~h. (i) ルーター、スイッチ若しくはリレーであって、"情報システムのセキュリティ管理"機能が装置の"操作、管理若しくは保守"("OAM")に関する機能に限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの；又は~~

- ~~i. (j) 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであって、その"情報システムのセキュリティ管理"機能が次のすべてに該当するもの；~~

~~i. 1. 1. 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの；かつ~~

~~i. 2. 2. 次のいずれかに該当するもの；~~

~~i. 2. a. a. カテゴリー5-パート2の注3の条項を満たすCPUにおいて実現されているもの；~~

~~i. 2. b. b. オペレーティングシステム（5D002で指定されるものを除く）において実現されているもの；又は~~

~~i. 2. c. c. 装置の"OAM"[操作、管理又は保守]~~

に限定されているもの。

b. “暗号機能有効化”の手段を用いることによつてのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの；

c. “量子暗号”を用いるように設計又は改造したもの；

Technical Note: “量子暗号”は、量子鍵配布 (QKD) ともいう。

d. 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術を用いたシステムのためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したもの；

d. 1. 帯域幅が 500 MHz を超えるもの；又は

d. 2. “比帯域幅”[瞬時帯域幅を中心周波数で除した値]が 20% 以上のもの；

e. “スペクトル拡散”のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む)に暗号処理技術を用いるように設計又は改造したもの(5A002. d で指定規制されるものを除く)。

5A992 5A002 により規制されない装置(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであつて処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの(“情報システムのセキュリティ管理”機能を組み込んだものを含む)並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

a. [Reserved]

b. [Reserved]

c. EAR § 740. 17(b) に従つてマスマーケット暗号貨物であると番号分類された貨物。

II. 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の“情報システムのセキュリティ管理機能”

5A003 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の“情報システムのセキュリティ管理機能”を実現するシステム、装置及び部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)
許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

LVS：“部分品”については 500 ドル。システム及び装置については適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

a. 盗聴を検知するための機械的、電気的又は電子的手段を有するように設計又は改造した通信ケーブルシステム；

注：5A003. a は、物理層で盗聴の検知機能を実現するものにのみ適用される。5A003. a でいうところにおいて、物理層は、開放型システム間相互接続(OSI)参照モデルのレベル 1 (ISO/IEC 7498-1) を含む。

b. 情報を伝達する信号の漏洩を防止するように特別に設計又は改造したもの(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く)。

III. “情報システムのセキュリティ管理機能”を無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるもの

5A004 “情報システムのセキュリティ管理機能”を無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるためのシステム、装置及び部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由： NS、AT、EI

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI エントリー全体に適用される。EAR § 742. 15 を参照のこと。

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報システムのセキュリティ管理”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：“部分品”については 500 ドル。システム及び装置については適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

ENC: 特定のEI で規制される装置についてはYes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制：ECCN 5A004. a は、“情報システムのセキュリティ管理機能”のために必要な手段又は機能を提供する“部分品”を規制する。すべてのこのような“部分品”は、推論上“特別に設計されたもの”であり、5A004. a で規制される。

関連定義：なし

品目：

a. ‘暗号解析機能’を行うように設計又は改造したものの；

注：5A004. a には、リバースエンジニアリングの方法により‘暗号解析機能’を行うように設計又は改造したシステム又は装置を含む。

Technical Note：‘暗号解析機能’は、平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能をいう。

b. [Reserved]

B. 試験用、測定用及び“製造用の装置”

5B002 “情報システムのセキュリティ管理機能”の試験用、検査用及び“製造”用の装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）
許可要求事項

規制理由： NS、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

ENC: 特定のEI で規制される装置についてはYes、適格性については、EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

a. 5A002、5A003、5A004 又は 5B002. b で規制される装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計した”装置；

b. 5A002、5A003 若しくは 5A004 で規制される装置又は 5D002. a 若しくは 5D002. c で規制される“ソフトウェア”が有する“情報システムのセキュリティ管理”機能を評価及び検証するために“特別に設計した”測定装置。

C. “材料” - [Reserved]

D. “ソフトウェア”

5D002 “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由： NS、AT、EI

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、ECCN 5A002、5A004 EAR § 742. 15 を参照のこと。又は 5D002 においてEI 理由で規制される貨物又は

“ソフトウェア”のための 5D002. a. 1、a. 3、. b.、c. 1 及び c. 3 5D002. a、. e. 1 及び . d に掲げる”ソフトウェア”に適用される。

注：暗号ソフトウェアは、その機能の能力の故に規制され、当該ソフトウェアの情報価値の故では規制されない；当該ソフトウェアは、EAR においては、他のソフトウェアと同じ扱いを受けない；そして、輸出許可

でいうところにおいて、暗号ソフトウェアは、EAR のもとで、ECCN 5A002 に含まれる貨物と同様に扱われる。

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報システムのセキュリティ管理”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744. 17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

ENC: 特定の EI で規制されるソフトウェアについては Yes、適格性については EAR § 740. 17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制：

EAR § 740. 17 (b) に基づく番号分類又は自己番号分類の後、適格要件を満たすマスマーケット暗号ソフトウェアは、“EI”及び“NS”規制から除外される。このソフトウェアは ECCN 5D992. c に指定される。

関連定義：5D002. a は、“情報システムのセキュリティ管理機能”を確実にするためにデジタル又はアナログ技術を用いた“暗号処理”を使用するように設計又は改造した“ソフトウェア”を規制する。

品目：

a. 次のいずれかに該当するものの“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”：

a. 1. 5A002 で指定される装置若しくは 5D002. c. 1 で指定される“ソフトウェア”；

a. 2. 5A003 で指定される装置若しくは 5D002. c. 2 で指定される“ソフトウェア”；又は

a. 3. 5A004 で指定される装置若しくは 5D002. c. 3 で指定される“ソフトウェア”；

~~a. 5A002、5A003 若しくは 5A004 で規制される装置又は 5D002. c で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計した”又は改造した“ソフトウェア”；~~

b. “ソフトウェア”であって、当該プログラムの“暗号機能有効化”の手段を用いることによつてのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能についての基準

を満たすことを可能にするように設計又は改造したもの；

~~b. 5E002 で規制される“技術”を支援するために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”；~~

c. 次のいずれかに該当する装置の性能を有する“ソフトウェア”、又は次のいずれかに該当する装置の機能を実現する若しくはシミュレーションする“ソフトウェア”：

c. 1. 5A002. a、. c、. d 若しくは . e で指定される装置；

注：5D002. c. 1 は、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、“OAM”[操作、管理又は保守]に関する作業に限定されている“ソフトウェア”には適用されない。

c. 2. 5A003 で指定される装置；又は

c. 3. 5A004 で指定される装置。

~~e. 特別な“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの；~~

~~e. 1. 5A002、5A003 若しくは 5A004 で規制される性能を有する“ソフトウェア”又は 5A002 で規制される装置の機能を実現する若しくは機能をシミュレーションする“ソフトウェア”；~~

~~e. 2. 5D002. c. 1 で規制される“ソフトウェア”を検定するための“ソフトウェア”。~~

~~注：5D002. c は、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、“OAM”[操作、管理又は保守]に関する作業に限定されている“ソフトウェア”には適用されない。~~

d. [Reserved] “ソフトウェア”であって、当該プログラムの“暗号機能有効化”の手段を用いることによつてのみ、ある品目が 5A002. a で指定される機能について規制される性能レベルに到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの。

注意：以前、5D002. d で指定されていた品目については、5D002. b を参照のこと。

5D992 5D002 で規制されない“情報システムのセキュリティ管理”ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット

ット以上のもの（“情報システムのセキュリティ管理”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744.17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制: このエントリーは、例えばウイルスのような悪意のあるコンピュータ被害から保護するように設計又は改造した“ソフトウェア”であって、“暗号”の用途が認証、デジタル署名及び/又はデータ又はファイルの復号に限定されるものについては規制しない。

関連定義: なし

品目:

- a. [Reserved]
- b. [Reserved]
- c. EAR § 740.17(b) に従ってマスマーケット暗号ソフトウェアであると番号分類された“ソフトウェア”。

E. “技術”

5E002 “技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由: NS、AT、EI

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

EI は、ECCN 5A002、5A004 EAR § 742.15 を参照のこと。又は 5D002 において EI 理由で規制される貨物又は“ソフトウェア”のための 5E002.a に掲げる“技術”、及び 5E002.b に掲げる“技術”に適用される。

許可要求事項の注釈:

(1) マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報システムのセキュリティ管理”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744.17 を参

照のこと。

(2) 当事者が、米国内で取得した“技術”又は米国原産の“技術”のいずれかを取り入れた或いは別な形態で利用した技術援助を実施又は提供する場合、そこで“技術”の譲渡が生じる。そのような技術援助が、ECCN 5A002、5A004 又は 5D002 において“EI”理由で規制される暗号貨物又はソフトウェアの“開発”又は“製造”において援助する意図をもって与えられた場合、そのような技術援助は、たとえ、実行される基礎をなす暗号アルゴリズムが、パブリックドメイン [だれでも許可なく使用できる状態] からのもの又は米国原産でないものであっても、EAR のもとに認可を必要とする場合がある。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

ENC: 特定の EI で規制される技術については Yes、適格性については、EAR § 740.17 を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制: 5E992 についても参照のこと。このエントリーは、ECCN 5A002 の関連規制欄若しくは Technical Notes において規制から除外される装置の“使用”のために“必要な”技術”又は ECCN 5A002 において規制から除外される装置に関連する“技術”については、規制しない。

関連定義: なし

品目:

- a. 5A002、5A003、5A004 若しくは 5B002 で規制される装置又は 5D002.a 若しくは 5D002.c で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、又は“使用”に係る“技術”であって、General Technology Note の対象となるもの。
- b. “技術”であって、当該技術の“暗号機能有効化”の手段を用いることによってのみ、ある品目が 5A002.a で指定される機能についての基準を満たすことを可能にするもの機能について規制される性能レベルに到達し、又はこれを超えることを可能にするもの。

注: 5E002 には、カテゴリ 5-パート 2 で指定されるものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる“情報システムのセキュリティ管理機能”に関する技術資料を含む。

5E992 “情報システムのセキュリティ管理”技術”であって、General Technology Note の対象となる

もの（5E002 で規制されるものを除く）のうち、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

（§ 738付則 1参照）

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

マイクロプロセッサであって処理速度が 5GFLOPS 以上のもの及び論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報システムのセキュリティ管理”機能を組み込んだものを含む）並びに上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”に対する追加的な輸出許可要求事項について、EAR § 744.17 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

CIV: 適用できない。

TSR: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制：なし

関連定義：なし

品目：

a. [Reserved]

b. 5A992.c. で規制されるマスマーケット貨物又は 5D992.c. で規制されるマスマーケット”ソフトウェア”の使用に係る“技術”であって、他のエントリーで規制されていないもの。

EAR99 EAR 対象品目であって、この GCL のカテゴリー又は GCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。